

山口県報

平成19年
3月23日
(金曜日)

目次

告示	一
山口県消防表彰規程の一部改正(防災危機管理課)	一
瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要(環境政策課)	二
瀬戸内海環境保全特別措置法第八条第一項の規定に基づく許可申請の概要(環境政策課)	四
保安林指定の解除(萩市)(森林整備課)	六
漁業災害補償法第八十二条第二項の規定による同意(水産振興課)	六
道路の区域の変更(道路整備課)	六
道路の供用の開始(道路整備課)	七
都市公園の設置(都市計画課)	七
公告	七
特定非営利活動法人の設立の認証の申請(県民生活課)	八
大規模小売店舗立地法第六条第五項の規定による届出(商政課)	八
大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取(三件)(商政課)	八
土地改良事業の完了(農村整備課)	九
国営農地再編整備事業(豊北地区掘越換地区)換地計画書の縦覧(農村整備課)	九
国営農地再編整備事業(豊北地区鳴滝換地区)換地計画書の縦覧(農村整備課)	九
国営農地再編整備事業(豊北地区下田換地区)換地計画書の縦覧(農村整備課)	九
県営油谷伊上地区中山間地域総合農地防災事業計画書の縦覧(農村整備課)	〇
契約の締結(水産振興課)	〇
宅地建物取引業者の事務所の所在地の不明(住宅課)	〇
雑報	〇
争議行為の通知	一

山口県告示第三百二十七号

山口県消防表彰規程(昭和三十一年山口県告示第二百九号)の一部を次のように改正する。

平成十九年三月二十三日

山口県知事 二井 関成

第三条の二中「非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令(昭和三十一年政令第三百三十五号。以下「政令」を「非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する省令(平成十八年総務省令第一百十号。以下「省令」に、「別表第三」を「別表第二」に、「等級」を「障害等級」に改める。

第三条の三第三項中「政令」を「非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令(昭和三十一年政令第三百三十五号。以下「政令」という。)」に改める。

別表第二の備考以外の部分中「障害の等級」を「障害等級」に改め、同表の備考一を次のように改める。

一 障害等級は、省令別表第二に定める障害等級による。

別表第二の備考二中「障害の等級」を「障害等級」に、「第六条第二項から第六項まで(第三項第一号を除く。)」を、「第六条第五項から第八項まで(第六項第一号を除く。)」及び省令第三条第二項に改め、同備考三中「障害の等級」を「障害等級」に改める。

附則

(施行期日)

1 この規程は、平成十九年三月二十三日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の山口県消防表彰規程(以下「改正後の規程」という。)(第三条の二、第三条の三第三項及び別表第二の規定は、平成十八年四月一日以後に支給すべき事由が生じた賞じゆつ金について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた賞じゆつ金については、なお従前の例による。

3 平成十八年四月一日からこの規程の施行の日の属する月の末日までの間に支給の事由が生じた障害者賞じゆつ金に関する改正後の規程別表第二の規定の適用については、当該支給の事由となる障害が脾臓又は一側の腎臓を失ったものである場合(非常

勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する省令（平成十八年総務省令第一百十号）別表第二の第七級の項第五号に該当する障害がある場合を除く。）における当該障害は、同令別表第二の規定にかかわらず、同表に定める第八級に該当する障害とする。

山口県告示第三百二十八号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第一百十号）第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があつたので、その概要を次のとおり告示する。
当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面は、平成十九年三月二十三日から同年四月十二日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び周南市環境生活部環境政策課において公衆の縦覧に供する。

平成十九年三月二十三日

山口県知事 二井 関 成

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 東ソー株式会社
住 所 周南市開成町四五六〇番地
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
名 称 東ソー株式会社南陽事業所
所在地 周南市開成町四五六〇番地
- 三 特定施設に関する事項

種 類	構 造	能 力 (m^3 /時)	工 事 着 手	工 事 完 成	使 用 開 始	使 用 の 方 法
			予 定 年 月 日	予 定 年 月 日	予 定 年 月 日	
三三七一イ (二三基)	二五	四一九三	平成一九、一〇、三二	平成一九、一、五	連 続	二四時間 季節的 概的変 動なし

備考 「三三七一イ」とは、水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第三十七号の石油化学工業の用に供する洗浄施設をいう。

(一) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

種 類	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値		汚 水 等 の 量 (m ³ /日)
	水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	
三七一イ (二基)	通 常 最 大	通 常 最 大	通 常 最 大
	八	三、三九〇	三、三九〇
	九、六	三、三九〇	三、三九〇
	検出せず	検出せず	検出せず
	八八〇	八八〇	〇・〇四
	〇・〇四	〇・〇四	〇・〇六
	六〇〇		六〇〇
	六〇〇		六〇〇

備考 (一)の表の備考は、この表について準用する。

(二) 汚水等の処理施設に関する事項

(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	構 造	能 力 (m ³ /日)	処理の方式	間使用時間	一日当たりの概季節的変動の要	工事着手予定年月日	工事完成予定年月日	使用開始予定年月日
総合排水処理施設	堰 囲	三、八四〇、〇〇〇	沈 殿	"	"	(既 設)	"	"
汚泥分離設備	"	"	凝集沈殿	"	"	"	"	"
中和処理設備	"	"	中 和	"	"	"	"	"
活性汚泥処理設備	コンクリート製	九二〇	活性汚泥	"	"	"	"	"
加熱分解設備	ステンレス製	六〇〇	熱 分 解	連 続	二 四 時 間	平成一九、一三	平成一九、三	平成一九、五

(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

種 類	項 目	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値		汚 水 等 の 量 (m ³ /日)
		水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	
加熱分解設備	処理前	一 二	三、三九〇	六〇〇
	処理後	九	一、〇〇〇	六〇〇
活性汚泥処理設備	処理前	"	検出せず	九二〇
	処理後	八	一〇八・六	九二〇

総合排水処理施設	汚泥分離設備		中和処理設備	
	処理後	処理前	処理後	処理前
八	八	七	八	七
九	九	八	九	八
三	三	三	三	三
五	五	五	五	五
一〇	一四〇	一二	一〇	一〇
二〇	二八〇	一二	二〇	二〇
一・三	一・三	一・三	一・三	一・三
二・二	二・二	二・二	二・二	二・二
〇・一	〇・一	〇・七	〇・一	〇・一
〇・二	〇・二	〇・七	〇・二	〇・二
二、九二五、〇〇八	二、九二五、〇〇八	二、九二五、〇〇八	二、九二五、〇〇八	二、九二五、〇〇八

五 排水水の汚染状態の値及び排水水の量

No. 2 排水口	No. 1 排水口	排水の汚染状態の値		排水の一日当たりの量 (m³)
		水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	
八	九	二・五	四・三	一四〇、四〇〇
九	六	二・五	四・三	一四〇、四〇〇
三	五	二・二	〇・一	二四〇、四〇〇
五	一〇	二・二	〇・一	二四〇、四〇〇
一〇	二〇	二・二	〇・一	二四〇、四〇〇
二〇	二〇	二・二	〇・一	二四〇、四〇〇

山口県告示第百二十九号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第八条第一項の規定に基づき特定施設の構造等の変更の許可の申請があつたので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面は、平成十九年三月二十三日から同年四月十二日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び周南市環境生活部環境政策課において公衆の縦覧に供する。

平成十九年三月二十三日

山口県知事 二井 関 成

一 申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 東ソー株式会社

住 所 周南市開成町四五六〇番地

二 工場又は事業場の名称及び所在地
名 称 東ソー株式会社南陽事業所
所在地 周南市開成町四五六〇番地

三 特定施設の種類の

水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第三十七号の石油化学工業の用に供する分離施設及び廃ガス洗浄施設並びに同表第七十四号の特定事業場から排出される水の処理施設

四 変更しようとする事項の内容
特定施設の使用の方法及び特定施設から排出される汚水又は廃液の処理の方法を変更することにより、次の表のとおり変更を生じる。

(一) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

種 類	項目	汚水等の汚染状態の値		汚水等の一日当たりの量(m ³)
		通常	最大	
七四	変更後	"	"	二、五五〇、〇八
	変更前	八	九、六	二、五四二、二六
三七一タ	変更後	"	"	一〇四
	変更前	"	"	四八
三七一口	変更後	"	"	三七〇
	変更前	一〇	一、九	三三四

備考 「三七一口」及び「三七一タ」並びに「七四」とは、水質汚濁防止法施行令別表第一第三十七号の石油化学工業の用に供する分離施設及び廃ガス洗浄施設並びに同表第七十四号の特定事業場から排出される水の処理施設をいう。

(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

種 類	項目	汚水等の汚染状態の値		汚水等の一日当たりの量(m ³)
		通常	最大	
総合排水処理施設	変更前	"	"	二、五四二、二六
	変更後	"	"	二、五五〇、〇八
排水蒸留設備	変更前	八	九、六	二、五四二、二六
	変更後	"	"	三七〇
	変更前	"	"	三三四
	変更後	"	"	三三〇
	変更前	一〇	一、九	二五四
	変更後	"	"	二五四

その関係図面は、平成十九年三月二十三日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成十九年三月二十三日

山口県知事 二井 関成

道路の種類 一般国道
 路線名 二六二号
 道路の区域

区 間	旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
萩市大字御許町字御許町四六の一 地先から 同市大字榑字立川二四〇九の八地先 まで	旧	最狭 六一・二 最広 六一・六	一、八三・〇	ダブルウェイ
萩市大字土原字土原一七九の一 地先から 同市大字榑字立川二四〇九の八地先 まで	旧	最狭 二四・六 最広 六一・六	一、六四・二	
萩市大字榑字陣ヶ原二七四二の一 地先から 同市大字榑字立川二四〇九の八地先 まで	新	最狭 二四・六 最広 六一・六	一、六四・二	道路改良工事の完了による。

道路の種類 県道
 路線名 萩長門峡線
 道路の区域

区 間	旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
萩市大字榑字陣ヶ原二七四二の一 地先から 同市大字榑字立川二四〇九の八地先 まで	旧	最狭 三二・八 最広 三三・八	二二七・〇	一般国道二六二号の道路の区域(重用)
萩市大字榑字陣ヶ原二七四二の一 地先及び 萩市大字榑字陣ヶ原二七四二の一 地先から 同市大字榑字立川二四〇九の八地先 まで	新	最狭 二六・〇 最広 二六・〇	二〇六・五	

山口県告示第四百二十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成十九年三月二十三日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成十九年三月二十三日

山口県知事 二井 関成

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
一般国道二六二号	萩市大字川島字川島四三〇の四地先から同市大字榑字立川二四〇九の八地先まで	平成十九年三月二十四日

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
県道萩長門峡線	萩市大字榑字陣ヶ原二七四二の一地先	平成十九年三月二十四日

山口県告示第四百四十四号

都市公園法(昭和三十一年法律第七十九号)第二条の二の規定により、次のとおり都市公園を設置する。

その関係図面は、平成十九年三月二十三日から一月間山口県土木建築部都市計画課において一般の縦覧に供する。

平成十九年三月二十三日

山口県知事 二井 関成

- 一 都市公園の名称
山口きらら博記念公園
- 二 都市公園の位置及び区域
山口市阿知須字遠石の一部
- 三 供用開始の期日
平成十九年四月一日



(一三二) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。

同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成十九年五月七日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県宇部県民局において公衆の縦覧に供します。

平成十九年三月二十三日

山口県知事 二井 関 成

一 申請のあった年月日

平成十九年三月五日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 オートキャンプ竜王

代表者の氏名 戸部 圭吾

主たる事務所の所在地 山陽小野田市掃山二丁目三〇番一―号

三 定款に記載された目的

山陽小野田市及びその周辺地域の住民に対して、自然環境の保護及び環境の保全に関する事業、野外活動等を通じた世代間交流を深める事業、キャンプ場運営事業等を行うことにより、地域の活性化及び安心して安全に暮らすことができる社会づくりに寄与すること。

(一三三) 大規模小売店舗立地法第六条第五項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第五項の規定により、次のとおり大規模小売店舗内の店舗面積の合計の変更の届出がありました。

平成十九年三月二十三日

山口県知事 二井 関 成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 どうもんビル

所在地 山口市道場門前一丁目一―

二 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計

三、六九三平方メートル

三 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計

零平方メートル

四 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が千平方メートル以下となる日

平成十九年一月三十一日

(一三四) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成十八年十一月十四日山口県公告(五六九)に係る大規模小売店舗について次のとおり下関市から意見を聴きました。

当該意見は、平成十九年三月二十三日から同年四月二十三日までの間、山口県商工労働部商政課及び下関市観光産業部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成十九年三月二十三日

山口県知事 二井 関 成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 (仮称)クロスモール下関長府

所在地 下関市長府才川一丁目四二―

二 意見の概要

交通に係る事項及び騒音の発生に係る事項について配慮を求める。

(一三五) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成十八年十一月十四日山口県公告(五七〇)に係る大規模小売店舗について次のとおり府市から意見を聴きました。

当該意見は、平成十九年三月二十三日から同年四月二十三日までの間、山口県商工労働部商政課及び防府市産業振興部商工課において公衆の縦覧に供します。

平成十九年三月二十三日

山口県知事 二井 関 成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 どうもんビル

所在地 山口市道場門前一丁目一―

名称 コスパ防府Ⅱ
 所在地 防府市大字植松五五四の一
 二 意見の概要
 特に配慮を求める事項はない。

(二三五) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取
 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成十八年十一月十四日山口県公告(五七一)に係る大規模小売店舗について次のとおり岩国市から意見を聴きました。
 当該意見は、平成十九年三月二十三日から同年四月二十三日までの間、山口県商工労働部商政課及び岩国市農林経済部商工課において公衆の縦覧に供します。
 平成十九年三月二十三日

山口県知事 二井 関 成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 万惣南岩国店
 所在地 岩国市南岩国町二丁目二六〇の一
 二 意見の概要
 特に配慮を求める事項はない。

(二三六) 土地改良事業の工事了

次のとおり県営土地改良事業の工事が完了しました。

平成十九年三月二十三日

山口県知事 二井 関 成

一 事業の名称
 県営大浴地区ため池等整備事業
 二 工事了の時期
 平成十四年十二月二十日

一 事業の名称
 県営萩原地区ため池等整備事業

二 工事了の時期
 平成十七年三月二十九日

(二三七) 国営農地再編整備事業(豊北地区堀越換地区)換地計画書の縦覧

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定により、国営農地再編整備事業の施行に係る豊北地区堀越換地区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。
 平成十九年三月二十三日

山口県知事 二井 関 成

一 縦覧に供する書類

国営農地再編整備事業(豊北地区堀越換地区)換地計画書の写し

二 縦覧の期間
 平成十九年三月二十六日から同年四月十六日まで

三 縦覧の場所

山口県農林水産部農村整備課

(二三八) 国営農地再編整備事業(豊北地区鳴滝換地区)換地計画書の縦覧

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定により、国営農地再編整備事業の施行に係る豊北地区鳴滝換地区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。
 平成十九年三月二十三日

山口県知事 二井 関 成

一 縦覧に供する書類

国営農地再編整備事業(豊北地区鳴滝換地区)換地計画書の写し

二 縦覧の期間

平成十九年三月二十六日から同年四月十六日まで

三 縦覧の場所

山口県農林水産部農村整備課

(二三九) 国営農地再編整備事業(豊北地区下田換地区)換地計画書の縦覧

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定により、国営農地再編整備事業の施行に係る豊北地区下田換地区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

平成十九年三月二十三日

山口県知事 二井 関 成

一 縦覧に供する書類

国営農地再編整備事業(豊北地区下田換地区)換地計画書の写し

二 縦覧の期間

平成十九年三月二十六日から同年四月十六日まで

三 縦覧の場所

山口県農林水産部農村整備課

(二四〇) 県営油谷伊上地区中山間地域総合農地防災事業計画書の縦覧

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により、県営油谷伊上地区中山間地域総合農地防災事業を行うための土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

平成十九年三月二十三日

山口県知事 二井 関 成

一 縦覧に供する書類

県営油谷伊上地区中山間地域総合農地防災事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成十九年三月二十六日から同年四月十六日まで

三 縦覧の場所

山口県農林水産部農村整備課

(二四一) 契約の締結

次のとおり一般競争入札の方法により契約を締結しました。

平成十九年三月二十三日

山口県知事 二井 関 成

一 事務を担当する課の名称及び所在地

農林水産部水産振興課 山口市滝町一番一号

二 落札に係る特定役務の名称及び数量

漁業取締船きらかぜの定期検査業務(機関部) 一式

三 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

四 落札者を決定した日

平成十九年一月十二日

五 落札者の名称及びその主たる事務所の所在地

富永物産株式会社 東京都中央区日本橋本町二丁目六番三号

六 落札金額

三千九百九十万円

七 入札公告日

平成十八年十一月二十八日

八 その他

(一) 契約担当者

山口県知事 二井 関 成

(二) 調達方法

購入等

(三) 落札方式

最低価格

(二四二) 宅地建物取引業者の事務所の所在地の不明

次の宅地建物取引業者については、その事務所の所在地を確知できないので、宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)第六十七条第一項の規定により公告します。

なお、この公告の日から三十日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出がないときは、当該宅地建物取引業者の免許を取り消すことがあります。

平成十九年三月二十三日

山口県知事 二井 関 成

名 称	代表者の 氏 名	事 務 所 の 所 在 地	免 許 番 号	免 許 年 月 日
さくら不動産	正 木 功 二	宇部市則貞丁目一〇番四〇号	山口県知事(一) 第二八八六号	平成一六、一、二二



争議行為の通知

労働関係調整法(昭和二十一年法律第二十五号)第三十七条第一項の規定により、済生会豊浦病院労働組合から、次のとおり争議行為を行う旨の通知がありました。

平成十九年三月二十三日

山口県知事 二井 関 成

一 事件

- (一) 賃金引上げの要求に関する件
- (二) 労働条件の改善の要求に関する件

二 日時

平成十九年三月二十六日以降本問題の解決に至るまでの期間

三 場所

下関市立豊浦病院又は下関市豊浦地域ケアセンターにおいて済生会豊浦病院労働組合に所属する組合員が従事する全職場

四 概要

あらゆる形の争議行為を実施する。

平成十九年三月二十二日印刷
發行

發行人所

山口県知事

定価一箇月 金二千七百円(送料共)